

電気事業法第 107 条の規定に基づく

立入検査の結果

令和 3 年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおりです。

凡例

法：電気事業法

施行規則：電気事業法施行規則

報告規則：電気関係報告規則

電技省令：電気設備に関する技術基準を定める省令

電技解釈：電気設備の技術基準の解釈

火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

水技省令：発電用水力設備に関する技術基準を定める省令

風技省令：発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

太技省令：発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

お問合せ先：九州産業保安監督部 電力安全課

メールアドレス：bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp

電話番号：092-482-5519

【水力発電所】立入検査実施件数 3件

○指摘事項 なし

【火力発電所】立入検査実施件数 3件

○指摘事項 なし

【風力発電所】立入検査実施件数 2件

○指摘事項 なし

【太陽電池発電所】立入検査実施件数 3件

○指摘事項 なし

【送変電設備、配電設備】立入検査実施件数 0件

【需要設備】立入検査実施件数 15件

○電気事業法、電気事業法施行規則又は電気関係報告規則に違反する指摘事項
(6事業場)

| 主な指摘事項 | 根拠条文など |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・保安教育の記録が確認できない。・保安規程に基づく年次点検が行われていない。・一部点検記録が確認できない(保存漏れ)。・定期点検、測定及び試験基準が確認できない。・保安規程が確認できない。・保安規程の変更手続きが行われていない。・主任技術者が選任されていない。・主任技術者の選任手続きが行われていない。・代表者の変更手続きが行われていない(公害防止関係)・PCB機器の確認ができない。 | 法第42条第4項 法第42条第4項 法第42条第4項 法第42条第4項 法第42条第1項 法第42条第2項 法第43条第1項 法第43条第3項 報告規則第4条 |

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘事項
(6事業場)

| 主な指摘事項 | 根拠条文など |
|--|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・受電所の出入口に立入禁止の表示がない。・低圧電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。・設備の老朽化への対応が必要(PAS, 引込みケーブル等) | 電技省令第23条、電技解釈第38条 電技省令第58条 |

【登録調査機関】 立入検査実施件数 3件

○指摘事項 なし